

議 庁

日時：4月21日（火）AM9：00～＜庁議室＞

【市長挨撈】

【報告事項】

- | | |
|---|--------|
| 1. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 総務部長 |
| 2. 太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 総務部長 |
| 3. 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 健康医療部長 |
| 4. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 5. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | |
|---|-----------|
| 1. 令和8年度「県選出等国会議員への要望」について | おおた未来戦略部長 |
| 2. 「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」締結について | 総務部長 |
| 3. 令和8年度公共下水道の供用開始について | 都市政策部長 |

【その他】

1. 5月臨時会及び6月定例会日程表について 議会事務局長

◆次回庁議予定◆ 5月8日（金）AM9:00～ ＜庁議室＞

・案件名報告：4月22日（水）PM5:00

•資料提出：4月27日（月）PM5:00

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 2300

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

太田市本町地内の三丁目集会所駐車場の敷地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 三丁目集会所駐車場の敷地内において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和8年3月13日	243,196円 (243,196円)	10割	令和8年1月11日、太田市本町28番7号地内の三丁目集会所駐車場において、敷地内のサクラの木が強風にあおられた影響で枝の根元が割れ、折れた枝が当該木の下に駐車していた車両を直撃したことにより、当該車両のルーフ及びボンネットを損傷し、その所有者である相手方に損害を与えたもの。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 全国市長会 市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 管財課 管財係 内線2381 47-1822ダイヤルイン

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例
 についての専決処分について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【概要】

I 太田市市税条例の一部を改正する条例

1 市民税関係

(1) 所得割の課税標準 (第33条)

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける際の配当等について、特定配当等を含め、所得税の源泉徴収と同様、住民税についても特別徴収とすることによる所要の措置を図る改正です。

(2) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除等（附則第7条の3）

所得税の基礎控除の引上げに伴い、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算で用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除額から48万円を控除した額を加算する措置とする改正です。また、ふるさと納税に係る特例控除額の算定について、従来、課税所得金額から人的控除差調整額を差し引いた額としていたところ、所得税の基礎控除から48万円を控除した額を減算する措置とする改正です。なお、附則第7条の3の改正に伴い、第7条の3の2、第8条、16条の3、16条の4、第17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2及び第20条の3について、文言等の所要の整備を行います。

(3) 肉用牛の売却による事業所得の特例（附則第8条）

国産牛肉の安定的な供給を図ることを目的に、肉用牛の売却において一定の要件を充たすことで住民税が免除される制度につき、その適用期間を３年間延長し令和１２年度までとする改正です。

(4) 土地等の譲渡による長期譲渡所得の特例（附則第 17 条の 2）

優良な住宅地の供給と公的土地取得の円滑化を図ることを目的に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合において一定の要件を充たすことで住民税が軽減される制度につき、その適用期間を 3 年間延長し令和 11 年度までとする改正です。

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定を整備するものです。

【種別割を軽自動車税に置き換える改正】

第 18 条の 3（納税証明事項）、第 82 条（税率）、第 83 条（賦課期日及び納期）
第 85 条（徴収の方法）、第 86 条（納税通知書）、第 88 条（不申告等にかかる過料）、第 88 条の 2（課税免除）、第 89 条（減免）、第 90 条（身体障害者等に対する減免）①②④⑤、第 91 条（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）②⑦、附則 16 条の 2（賦課徴収の特例）

【条項の削除】

第 80 条（納税義務者等）②、第 81 条（みなす課税）③④、第 81 条の 3～8（課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免）、附則第 15 条の 2（日本赤十字社の所有する 3 輪以上の軽自動車に対する非課税の範囲の特例）、附則第 15 条の 2 の 2（賦課徴収の特例）、附則 15 条の 3（減免の特例）、附則 15 条の 4（申告納付の特例）、附則第 15 条の 5（徴収取扱費の交付）、附則第 15 条の 6（税率の特例）

【条項の一部改正】

第 19 条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）、第 80 条（納税義務者等）、第 81 条（みなす課税）、第 87 条（申告又は報告）、附則第 16 条（税率の特例）①

(2) 税率の特例（附則第 16 条（税率の特例）②③④）

グリーン化特例（軽課）期限の延長等の改正を行うものです。

- ・ 電気自動車等の 75%軽減を 2 年延長の令和 10 年 3 月 31 日取得分までとするもの。（第 2 項）
- ・ 50%軽減対象のガソリン車等は令和 8 年 3 月 31 日取得分に限り適用とするもの（第 3 項）
- ・ 25%軽減対象のガソリン車等は令和 7 年度末の終了に伴い削除するもの（第 4 項）

3 固定資産税関係

(1) 課税標準の特例（附則第 10 条の 2）

引用する地方税法附則第 15 条第 25 項の改正により、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなどの大幅な見直しが図られ、わがまち特例による特例率を新たに定める必要が生じたため、関係する項を削除するとともに、同

条の改正により生じた項ずれを反映するものです。

また、引用する同条第6項（ＪＲ貨物が取得した新規製造車両にかかる特例）が削除されたことによる項ずれを反映するものです。

- (2) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告（附則第10条の3）

引用する地方税法附則第15条の11第1項の改正（劇場や音楽堂等に限らず幅広い用途の特別特定建築物について、バリアフリー改修工事を行った際に減額措置を適用）により、語句の修正を行うものです。

また、引用する同法施行令附則第12条の改正（高規格堤防の整備事業用地に建築された家屋に係る規定の新設）により生じた項ずれを反映するものです。

4 施行期日

令和8年4月1日

Ⅱ 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 都市計画税関係

- (1) 課税標準の特例（附則第4項、第5項、第6項及び第17項）

引用する地方税法附則第15条第6項（ＪＲ貨物が取得した新規製造車両にかかる特例）が削除されたことによる項ずれを反映するものです。

- (2) 改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額に係る申告（附則第7項）

引用する地方税法附則第15条の11第1項の改正（劇場や音楽堂等に限らず幅広い用途の特別特定建築物について、バリアフリー改修工事を行った際に減額措置を適用）により、語句の修正を行うものです。

2 施行期日

令和8年4月1日

Ⅲ その他

令和8年5月臨時会に議案を報告します。

【備考】

問い合わせ先

総務部 市民税課 諸税係

内線2391 ダイヤルイン47-1931

資産税課 管理・償却資産係

内線2361 ダイヤルイン47-1933

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線 3400

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825 タイヤリン

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 山本 和幸 内線 (TEL) 2800

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和8年3月18日	7,240円 (14,480円)	5割	令和7年12月12日、太田市新田小金町5番449上の市道において、相手方が運転する相手方所有の乗用車が東進中に、当該市道上の舗装穴を通過した際、当該舗装穴に左前輪のタイヤが落下し損傷したため、相手方に損害が生じたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険株式会社道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線 2711 47-1835ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ

●内 容 【 2. 報告事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

太田市立強戸小学校の校庭の倒木に関する事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 損害賠償の概要

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和8年3月27日	165,000 円 (165,000 円)	10 割	令和8年1月11日、太田市立強戸小学校の校庭の南東にある通用門の西側の樹木が、強風により幹の高さ約6メートルの部分から南東側に折れた際、当該通用門の斜向かいの空き地を囲っていたフェンスを損傷し、当該フェンスの所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、一切の債権債務関係が無いことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払い

損害保険ジャパン株式会社の全国市長会学校災害賠償補償保険にて対応します。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 財務係 ダイヤル 20-7081

おおた未来戦略部長 氏名 中村 友精 内線 2200

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2300

【表題】

「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」締結について

【目的】

災害時の避難所における迅速な炊き出し支援等を通じた避難者のストレス緩和や避難生活の質の向上を図るため。

【概要】

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 協定締結日 | 令和8年3月23日（月） |
| 2 | 協定内容 | 市内において災害やその他大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に炊き出し等の支援を実施する。 |
| 3 | 協定締結先 | NPO法人新田フードサポート
理事長 星野 茂 |
| 4 | その他 | NPO法人新田フードサポートと太田工業高校が共同製作した、日本最大級の災害対応キッチンカー。高校生が支援車両の製作に携わるという全国的にも例の少ない教育連携プロジェクトであり、災害時の被災地支援だけではなく、平時には防災イベント等にも参加してもらう。 |

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 危機管理室 危機管理係 内線3451 47-1916 ダイヤル

○公開時期【 1. 庁議後 】

内線 2800

令和8年度公共下水道の供用開始について

現在、整備を推進している公共下水道について、飯塚町ほか２５地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

1. 供用開始年月日 令和8年5月1日

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中央第二処理区	飯塚町・東矢島町・内ヶ島町・福沢町・富沢町・牛沢町・岩瀬川町・下浜田町・東矢島土地区画整理事業の各一部	8.0ha
流域西邑楽処理区	内ヶ島町・台之郷町・石原町・東長岡町・龍舞町・下小林町の各一部	3.1ha
流域新田処理区	細谷町・由良町・尾島町・亀岡町・粕川町・尾島東部土地区画整理事業・新田木崎町・新田金井町・新田反町町・大原町の各一部	7.4ha
流域佐波処理区	世良田町の一部	1.6ha
合計		20.1ha

3. 排除方式 分流式

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 維持係 内線2673 47-1921

令和 8 年 5 月太田市議会臨時会日程表

5 / 1 5 (1 日間)

月 日	曜日	日 程
4 月 2 0 日	月	会派代表者会議 (午前 9:30)
2 1 日	火	
2 2 日	水	
2 3 日	木	
2 4 日	金	
2 5 日	土	
2 6 日	日	
2 7 日	月	
2 8 日	火	
2 9 日	水	昭和の日
3 0 日	木	
5 月 1 日	金	
2 日	土	
3 日	日	憲法記念日
4 日	月	みどりの日
5 日	火	こどもの日
6 日	水	振替休日
7 日	木	
8 日	金	招集告示
9 日	土	
1 0 日	日	
1 1 日	月	
1 2 日	火	
1 3 日	水	
1 4 日	木	会派代表者会議 (午前 9:30) 議会運営委員会 (午前 10:30) 全 員 協 議 会 (午後 1:30)
1 5 日	金	本会議 (午前 9:30)

令和 8 年 6 月太田市議会定例会日程表

6 / 1 2 ~ 6 / 3 0 (1 9 日間)

月 日	曜日	日 程
5 月 2 8 日	木	会派代表者会議 (午前 9:30)
2 9 日	金	* 一般質問通告受付開始
3 0 日	土	
3 1 日	日	
6 月 1 日	月	
2 日	火	* 一般質問通告締切 (午後 3:00)
3 日	水	
4 日	木	
5 日	金	招集告示
6 日	土	
7 日	日	
8 日	月	議会運営委員会 (午前 9:30) 全員協議会 (午前11:00)
9 日	火	
1 0 日	水	
1 1 日	木	
1 2 日	金	議場演奏 (午前 9:20) 本会議〔第 1 日〕 (午前 10:00) 一般質問
1 3 日	土	
1 4 日	日	
1 5 日	月	本会議〔第 2 日〕 (午前 9:30) 一般質問
1 6 日	火	本会議〔第 3 日〕 (午前 9:30) 一般質問、議案説明
1 7 日	水	議案検討日 * 発言通告締切 (午後 5:00)
1 8 日	木	事務整理日
1 9 日	金	本会議〔第 4 日〕 (午前 9:30) 議案に対する質疑、委員会付託等
2 0 日	土	
2 1 日	日	
2 2 日	月	事務整理日
2 3 日	火	事務整理日
2 4 日	水	総務企画委員会 (議会第 1 会議室) (午前 9:30) 市民文教委員会 (議会第 2 会議室) (午前 9:30)
2 5 日	木	健康福祉委員会 (議会第 1 会議室) (午前 9:30) 都市産業委員会 (議会第 2 会議室) (午前 9:30)
2 6 日	金	事務整理日 * 発言通告締切 (午後 5:00)
2 7 日	土	
2 8 日	日	
2 9 日	月	事務整理日 ※議会運営委員会 (午前 9:30 必要に応じ開催)
3 0 日	火	本会議〔第 5 日〕 (午前 9:30) 委員長報告、追加議案等